

前年度補助金報告・新年度補助金申請・安全共済会加入関係

前年度 清須市子ども会活動補助金 報告書類

- ① 第4号様式 前年度実績報告書
 - ② 様式第2号 実績報告書（収支決算書）
 - ③ 様式第3号 前年度収入のまとめ
- } 前年度会長が記入

新年度 清須市子ども会活動補助金 申請書類

- ④ 第1号様式 新年度補助金交付申請書
 - ⑤ 様式第5号 新年度事業予算書
 - ⑥ 第6号様式 新年度補助金等交付請求書
- } 新年度会長が記入

全国子ども会連合会安全共済会加入者関係

- ⑦ 〈共済様式〉03 加入申込書
 - ⑧ 〈共済様式〉04 加入者名簿2
 - ⑨ 〈共済様式〉05 年間行事計画書
- } 新年度会長が記入
- ⑩ 〈共済様式〉07 変更届
 - ⑪ 〈共済様式〉20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書
- ⑩⑪については、必要時以外提出不要のため、今回ご提出いただく必要はありません。

ご不明な点等がありましたら、下記連絡先までご連絡ください。

清須市子ども会連絡協議会事務局（清須市スポーツ課内）

TEL 052-400-2911

FAX 052-400-2963

E-mail sports@city.kiyosu.lg.jp

【 前年度会長用 】

前年度清須市子ども会活動補助金 実績報告書類

提出書類（事務局へ提出）

提出期限

- | | |
|---------------------------|------|
| • 第4号様式 前年度実績報告書…………… | 4月末日 |
| • 様式第2号 実績報告書（収支決算書）…………… | 4月末日 |
| • 様式第3号 前年度収入のまとめ…………… | 4月末日 |

提出内容

※添付書類として収支決算書、収入のまとめを提出していただきます。

【 新年度会長用 】

新年度清須市子ども会活動補助金 申請書類

提出書類（事務局へ提出）

提出期限

・第1号様式	令和5年度活動費補助金交付申請書	4月末日
・共済様式05	年間行事計画書(コピー)	4月末日
・共済様式03	加入申込書(コピー)	4月末日
・共済様式04	加入者名簿2(コピー)	4月末日
・様式第5号	令和5年度事業予算書	4月末日
・第6号様式	補助金等交付請求書	4月末日
・通帳のコピー(表紙裏)		4月末日

提出内容

※添付書類として補助金等交付請求書、事業予算書を提出していただきます。
なお、事業計画書と子ども会会員名簿についても安全共済会加入申込にある「〈共済様式〉03、04、05」にて提出していただきますが、添付書類としてコピーを必ず提出してください。

対象者

新年度4月1日現在の小学生会員が対象となります。

ご提出いただいた名簿にて対象人数を決定します。なお、4月末日以降に書類をご提出いただいた新規加入者は補助金の対象とはなりません。

中学生会員、未就学会員及び育成者等会員は補助金対象とはなりません。

補助金額

小学生会員1名につき400円となります。

補助金の振込は申請書記載の銀行口座へ6月下旬までに行う予定です。

振込先

子ども会名の入った口座でお願いします。ただし、1件でも名義人の読み方が違うと全ての子ども会の振込みが滞ってしまいますので、振込み予定の通帳の写し(口座番号、口座名義人フリガナが分かるページ…表紙裏のページ)を必ず添付してください。

【 新年度会長用 】

新年度全国子ども会連合会安全共済会加入関係書類

5月末までに県子連へ安全共済会の加入手続きをすると、4月1日に遡って保険が適用されます。

例年、書類の提出は市子連総会開催日ではありますが、総会までに間に合わない場合は申込期限を **4月末日まで**とさせていただきます。期日までに事務局〔清須市スポーツ課（南館1階）内〕まで書類の提出をお願いします。

また、指導者等大人の方については、**子ども会員数の3割までの指導者・育成者分**を市子連が助成します。

（ただし、4月末日までの初回加入のみです。期日以降の加入の方は3割以内であっても加入金をご負担いただきます。）

提出書類

提出期限

- | | |
|------------------------|------|
| ・安全共済会加入者数報告書…………… | 4月末日 |
| ・〈共済様式〉03 加入申込書…………… | 4月末日 |
| ・〈共済様式〉04 加入者名簿2…………… | 4月末日 |
| ・〈共済様式〉05 年間行事計画書…………… | 4月末日 |
- ※追加加入時も「〈共済様式〉03 加入申込書」で随時提出してください。

**指導者等の加入が子ども会員数の3割を超えたことにより発生する、地区負担分の安全共済会保険料も書類提出時に併せて納付ください。
その際は、お釣りがないうご協力をお願いいたします。**

追加加入

活動日の多くは土曜日・日曜日とされます。追加加入は、4月末日以降も随時受け付けますが、愛知県子ども会連絡協議会が関係書類の受付と掛金の着金を確認できた時点で安全共済会への加入となりますので、日程的な余裕をもった追加加入手続きを行なってください。

加入手続きについては、次のものを準備し、事務局へご提出をお願いします。

- ・〈共済様式〉03 加入申込書（名簿のNo.は前回分の続きから）
- ・共済掛金（小学生会員、未就学児会員、中学生会員は市子連で負担します。）

※追加加入で、転出等で受け入れた子ども会会員が以前居住していた地域で子ども会に所属し、安全共済会に加入していれば再度共済金を支払う必要はありませんので、その際は **〈共済様式〉07 変更届**を提出してください。

共済金申請

子ども会活動中（〈共済様式〉加入05 年間行事計画に記載されている事業）にケガ・事故等をされ、共済金の申請をする場合は、別途様式「〈共済様式〉20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書」の提出が必要です。

万が一、死亡や後遺障害の可能性のある事故以外は、発生後1ヶ月以内に必ず上記様式【〈共済様式〉20】を事務局まで提出してください。

その際に請求に係る関係書類について説明いたします。

※計画にない行事、熱中症等原因が特定できないケガや病気、遊んでいたりふざけていて起きた事故等については共済金が適用されない場合がありますので、指導者の方がよく計画を立ててから実施してください。

賠償責任保険

各子ども会で安全共済会加入時に1人につき120円支払っていますが、その内訳として、安全共済保険、全国子ども会連合会の年会費、愛知県子ども会連絡協議会の年会費があります。その中の全国子ども会連合会の年会費を使って、全国子ども会連合会が損害保険会社と契約しています。誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊してしまったりしたときに補償を受けることができます。詳しくは「全国子ども会連合会ホームページ→安全共済会と賠償責任保険→賠償責任保険について」で保険の適用条件などお確かめください。

様式ダウンロード

安全共済会加入者数報告書、安全共済会事故第一報報告書等本日お渡しした様式は、清須市ホームページよりダウンロードしていただけます。

申請並びに報告する際には、様式をダウンロードしてください。

注意事項

- ① 記入する際は、黒のボールペン等をお願いします。
（消せるインク、鉛筆等での記入はご遠慮ください。）
- ② 修正液、修正テープ等での修正もご遠慮ください。
修正される場合は、訂正印で修正をお願いします。